

おうしゅう地産地消わくわく

おうしゅう地産地消わくわく条例とは

奥州市における地産地消をより一層推進するため、平成29年12月に議員提案による条例として制定しました。条例の名称は、市民がわくわくするような、健康で文化的な地域社会を共に築いていくうえで、「市民に浸透する親しみやすい条例」とするため、「わくわく」という表現を入れ、「おうしゅう地産地消わくわく条例」としました。

また、この条例は理念条例ですので罰則等は設けていません。

地産地消を通じて・・・

農産物等に係る食の安全安心の確保

- 食の安全安心が確保された農産物等の安定供給を促進
- 食品トレーサビリティの導入への努力義務
- 生産段階でのリスク管理を目的とした農業生産工程管理（GAP：ギャップ）の導入支援



食育の推進

- 幼少期から朝ごはんを食べる食習慣を身に付けるための施策を地域、学校、家庭等が連携し推進
- 食品廃棄物の再生利用と食品ロスの削減に関する普及活動の推進
- 市立学校における食育推進に向けた取組への知識の啓発
- 伝統的な食文化の継承などの推進



地元酒等による乾杯の推進

- 市内で製造または市内で生産された農産物等を原材料とする清酒、焼酎、果実酒その他の酒類及びジュースその他の清涼飲料水での乾杯の推進
- 地元酒等を提供する事業者や市民が、製造業者と連携して乾杯を推進する努力義務
- 乾杯の推進に当たり、個人の嗜好や意思を尊重



市の地元食材の率先利用

市の学校給食施設において食材を購入する場合は、地元食材を優先的に購入し、その購入状況を公表します。

毎月第4土曜日は ～おうしゅうまるかじりの日～

地元産品の愛用、食を通じた地域づくりなど、地産地消を通じた様々な取組を市民自身が継続的・自主的に行うことを期待する趣旨から、毎月第4土曜日を「おうしゅうまるかじりの日」と定め、市、生産者、事業者、市民などがそれぞれの立場で取組を促進しようとするものです。



農業の振興、健全な食文化の継承、地域経済の発展

～食と農を基本とした健康で文化的な地域社会の形成～

市の役割

生産者の役割

事業者の役割

市民の役割

推進体制の構築

おうしゅう地産地消推進会議 ⇨ 「おうしゅう地産地消推進計画」策定、計画的な進行管理（市、議員、生産者、事業者、学識経験者）